

令和3年第8回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年10月18日（月）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第42号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - 議案第43号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - 報告第17号 登録の移替えをした者について
 - 報告第18号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第19号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第44号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）
 - 議案第45号 投票立会人の選任について（衆院選）
 - 議案第46号 委員長専決事件の指定について（衆院選）
 - 報告第20号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第21号 検察審査員候補者の予定者の選定について

午前8時56分開会

石井書記長 ただいまから、令和3年第8回三種町選挙管理委員会を開会致します。

開会にあたりまして委員長からご挨拶をいただき、引き続き進行方よろしくお願い致します。

嶋田委員長 おはようございます。めっきり寒くなりまして、鳥海山でも積雪があったということで、寒い日が続くのかなと思いますが、明日第49回衆議院議員総選挙が公示になります。書記の皆さんには健康に十分気を付けて、間違いのないよう頑張ってもらいたいと思います。

議事に入りますけど、会議録署名委員の指名ということで、本日は大沢委員と加賀谷委員にお願い致します。

はじめに、議案第42号「選挙人名簿に登録することについて（選挙時）」

事務局より説明をお願い致します。

畠山書記

議案第４２号「選挙人名簿に登録することについて（選挙時）」。

公職選挙法第２２条第３項の規定により、令和３年１０月１８日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

内容について説明します。

まず、「１」の新有権者について、１１月１日までに満１８歳に達する者で、生年月日は、平成１５年９月３日から１１月１日までの方が対象となります。男８人、女６人、計１４人となっております。

次に、「２」の転入登録です。

令和３年７月１８日以前に転入より、引き続き三種町に居住している方で、転入日が令和３年６月２日から７月１８日までの方々で、男７人、女７人、計１４人。

よって、今回の登録者総数は、男１５人、女１３人、合計２８人となります。

別紙の名簿の方をご覧ください。

１頁が新有権者登録で、２頁目が転入登録となります。説明は、以上です。

嶋田委員長

前回の定時登録以降の登録者となります。名簿をご覧ください。何かご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（各委員、暫時資料確認）

嶋田委員長

何かご質問等ございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長

特に無いようですので、この名簿のとおり決定致します。

次に議案第４３号「選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）」。説明の方お願い致します。

畠山書記

はい。議案第４３号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第２８条の規定により、公職選挙法第２８条の規定により、令和３年１０月１８日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

まず、「１」の死亡抹消者は、９月１日から１０月１７日までの

死亡届が対象で、男 17 人、女 24 人、計 41 人となっております。

次に、「2」の転出抹消者について、6 月 17 日以前に三種町から転出し 4 カ月経過した方で、転出日が令和 3 年 5 月 1 日から 6 月 17 日までの方々となります。人数は、男 7 人、女 15 人、計 22 人。よって、抹消者総数は、男 24 人、女 39 人、合計 63 人となります。

別紙の名簿の 3 頁から 4 頁に死亡抹消、5 頁が転出抹消者となります。

説明は、以上です。

嶋田委員長

はい。それでは名簿のご確認をお願いします。

(各委員、暫時資料確認)

嶋田委員長

何かご質問等ありませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長

特に無いようですので、議案第 43 号原案どおり決定致します。

次に、報告第 17 号「登録の移替えをした者について」。説明の方お願い致します。

畠山書記

はい。報告第 17 号「登録の移替えをした者について」。

令和 3 年 10 月 18 日現在において選挙時登録における登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

9 月定時登録後 9 月 1 日から 10 月 6 日までの町内転居により、投票区の移替えをした方で、人数は、男 3 人、女 11 人、合計 14 人となります。こちらについては投票所入場券の作成準備のため、10 月 7 日から登録の移替えの延期をしておりますので、10 月 6 日までの転居者が今回の移替えの対象となります。

対象者につきましては、別紙の名簿の 6 頁になります。

説明については以上です。

嶋田委員長

はい。ありがとうございました。それでは、名簿を確認の上、何かございましたらご質問等お願いします。

(各委員、暫時資料確認)

嶋田委員長

よろしいでしょうか

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

では報告第17号原案どおり承認致します。

続きまして、報告第18号、第19号について、関連性がありますので、一括上程致します。説明をお願い致します。

畠山書記

はい。報告第18号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は281である。

この50分の1の数につきましては、前の4頁の資料をご覧ください。算定の基礎となります選挙人名簿登録者数増減表になります。

今回の選挙時の抹消者総数が63人、登録者総数が28人ですので、今回の選挙人名簿登録者数は9月1日定時登録より35人少ない、14,019人となり、この50分の1の数が281となります。

続きまして、報告第19号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,673である。

こちら先ほどの選挙人名簿登録者数14,019人の3分の1となりますので、4,673となっております。

説明については以上です。

嶋田委員長

はい。只今説明があったとおり、50分の1、3分の1、それぞれこのような数となりますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

それでは報告第18号、19号について原案どおり承認致します。

続きまして、議案第44号「投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）」事務局より説明をお願い致します。

畠山書記

議案第44号「投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）」。

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務を代

理すべき者を別紙のとおり選任する。

今回選任する投票管理者とその職務代理者につきましては、8頁と9頁に名簿を載せておりますが、前回の知事選を基に人選を行っており、若干の変更を行っています。

投票管理者については、小選挙区の投票管理者を同時に比例代表の投票管理者とすることができることとなっております。また、小選挙区の投票管理者が自動的に国民審査の投票管理者となることになっていきますので、3つの選挙の投票管理者を兼ねることとしております。また、職務代理者については、町職員の中から選任しております。

説明については以上です。

嶋田委員長 はい。若干の変更はあるものの、ほぼ変わらないということで、名簿のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第44号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第45号「投票立会人の選任について（衆院選）」。説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。議案第45号「投票立会人の選任について」。

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。

11頁をお開きください。

投票立会人につきましては、選挙権のある者の中から、2人以上5人までを選任することとされています。

投票立会人については、毎回2人ずつ選任しておりますので、今回もご覧の名簿のとおり2人ずつ選任したいというものです。説明については以上です。

嶋田委員長 はい。名簿のとおり各投票所2人ずつということになりますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは立会人について名簿のとおり決定致します。今回の選挙は急だったと思うので、なかなか都合が付かない方がいたのではないのでしょうか。

畠山書記 半分くらい、前回と変更になっています。

嶋田委員長 続きまして、議案第４６号「委員長専決事件の指定について（衆院選）」。説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。議案第４６号「委員長専決事件の指定について（衆院選）」。

三種町選挙管理委員会規程第１３条第１項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

委員長専決指定事項

令和３年１０月３１日執行の衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更。

内容について説明します。

こちらにつきましては、従事される当日、時間になっても到着されないといった場合を除き、当日前までに都合により従事できないことが分かった場合に委員長の専決事項とさせていただきたいというものです。

説明は以上です。

嶋田委員長 先程も触れましたが、当日前都合により従事できなくなった場合、専決事項として処理するということですが、これよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは本案は原案どおり決定と致します。

続きまして、報告第２０号「裁判員候補者の予定者の選定について」と報告第２１号「検察審査員候補者の予定者の選定について」関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。始めに、報告第２０号「裁判員候補者の予定者の選定について」

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第２１条第１項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

１ 選定人数 ３６人

２ 裁判員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第２０号・第２１号別紙をご覧ください。

１頁の「３ 選定の結果」「（１）裁判員候補者予定者」に今回選定した３６名の名簿を載せています。

選定方法については、裁判所から配付されたプログラムを使用して、９月２２日に９月定時登録の選挙人名簿から無作為抽出を

行っております。昨年度の候補者数も３６名で、今年度と同数となっております。

続きまして、報告第２１号「検察審査員候補者の予定者の選定について」。

検察審査会法第１０条第１項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

１ 選定人数 ８３人

２ 検察審査員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第２０号・第２１号別紙の２頁（２）「検察審査員候補者予定者」ア１群から最終頁まで名簿を載せています。

選定人数については、昨年は８３人でしたので、一人減となっております。

選定の方法につきましても、裁判員と同様、９月定時登録の選挙人名簿のデータを使ってプログラムにより無作為抽出を行っております。

裁判員候補者及び検察審査員候補者の選定につきましては、いずれも選挙人名簿から抽出となりますので１８歳から２０歳未満の方が含まれてしまいますが、裁判所と検察審査会の方で確認しまして、最終的に消除されることになっております。

説明については以上です。

嶋田委員長 はい。これについては決められているプログラムで無作為に抽出されているということで、この名簿のとおりでよろしいかお諮りしたいと思います。

（各委員、名簿確認）

嶋田委員長 この名簿のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

それではこの名簿のとおり決定致します。これは私の署名が必要ですね。

畠山書記 はい。署名頂きます。

嶋田委員長 本日の議案審議は以上です。

次に、その他として事務局からお願い致します。

畠山書記 はい。それでは今後の日程について確認させていただきます。

（以下、資料に基づき説明。）

嶋田委員長　それでは、これで本日の委員会を終了致します。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

署名委員